

(保存期間 年)

(成城決裁用紙)

経 理 第 又 X 號	昭和 四年 四月 二日 起案	日 本 國 外 交 部 主 事 務 課	昭和 四年 四月 二日 決 定	昭和 四年 四月 二日 施行
				主任官

至多

官房長

夏時刻の実施に関する件

(案)

年 月 日

官 房 長

經濟安定本部

各 司 長
各官房部課長宛(名通)
各地經濟安定局長

標記の件につき、内閣官房次長から別
紙の通り通知があり、御了知の上、貴
部内下向知徹底方御取計へ願ひ候。

裏面白紙

別紙
(一)

總審第七十六号、

昭和二十四年三月二十八日

經濟安定本部

副長官

殿

内閣官房次長



夏時刻の実施に関する件

首題の件について、夏時刻法(昭和二十三年法律第二十九号)によ
り、本年は、四月十九日土曜日午前零時から九月十一日午前零時
までの間、夏時刻が用いられることとなつてから、その実施に万全を期せられてい
右念のため通知する。

夏時刻法

(昭和二十三年四月二十八日)
法律第ニ十九号

第一條 每年四月の第一土曜日の午後二時から九月の第二土曜日の翌日の午前零時までの間は、すべて中央標準時より一時間進めた時刻(夏時刻)を用いるものとする。但し、特に中央標準時によることを定めた場合は、この限りでない。

第二條 四月の第一土曜日の翌日(日曜日)は二十三時間もつて一日とし、九月の第二土曜日は二十五時間もつて一日とする。

夏時刻の期間中のその他の日はすべて二十四時間をもつて一日とする。

第三條 この法律の施行に關し、時間の計算に關する他の法律の規定の適用について、

必要な事項は、政令で、これを定める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律の適用については、昭和二十三年においては、この法律の第一條及び第二條において「四月の第一土曜日」とあるのは、「五月の第一土曜日(五月一日)」とす。

(二)

総理廳令第十八号

政府職員の新給与実施に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)第一〇〇条の規定による人事院規則第一〇〇に基づき、政府職員の勤務時間に関する總理廳令(昭和二十四年總理廳令第一号)の特例に関する件を次のように定める。

昭和二十四年四月一日

内閣総理大臣 吉田・茂

政府職員の勤務時間に関する總理廳令(昭和二十四年總理廳令第一号)の特例に関する件

政府職員の勤務時間は、昭和二十四年に限り、政府職員の勤務時間に関する總理廳令(昭和二十四年總理廳令第一号)第一項の規定にかかるらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附 則

この總理廳令は、公布の日から施行する。

總理廳令第十九号

大正十一年閣令第六号(官廳執務時間並休暇ニ関スル件)の特例に関する件を次のようく定める。

昭和二十四年四月一日

内閣総理大臣 吉田・茂

大正十一年閣令第六号(官廳執務時間並休暇ニ関スル件)の特例に関する件

の特例に関する件

官廳の執務時間は、昭和二十四年に限り、大正十一年閣令第六号(官廳執務時間並休暇ニ関スル件)第一項の規定にかかるらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附 則

この總理廳令は、公布の日から施行する。

(名)

水口、

昭和三十四年四月二日

經濟安定本部總裁官房長

殿

夏時刻の実施並びに政府職員の勤務時間の
特別に関する件

夏時刻の実施に関する件について、内閣官房次長から別
(一)とおり通知があり、政府職員の勤務時間の特別に関する
紙(二)とおり總理廳令が公布せられたので、右御了知
貴部内に周知徹底方御取計い願ひた。

別紙(一)

總審第七十六号

昭和三十四年三月二十八日

内閣官房次長

經濟安定本部副長官殿

夏時刻の実施に関する件

首題の件について、夏時刻法(昭和三十三年法律第三十九号)に
り、本年は、四月の第一土曜日の午後十二時から九月三十日
前零時までの間、夏時刻を用ひうれることとなつて
から、その実施方に万全を期せられたい。

右念のため通知する。

別紙(二)

總理廳令第十八号

政府職員の新給与実施に関する法律、昭和二十三年法律第四十六号と第三條の規定による人事院規則一五一〇に基き、政府職員の勤務時間に関する總理廳令（昭和二十四年總理廳令第一号）の特例に関する件を次のように下す。

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

政府職員の勤務時間に関する總理廳令（昭和二十四年總理廳令第一号）の特例に関する件

政府職員の勤務時間は、昭和二十四年に限り、政府職員の勤務時間に関する總理廳令（昭和二十四年總理廳令第一号）第一項の規定にかかわらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附 則

この總理廳令は、公布の日から施行する。

大正十九年四月一日

大正十一年閣令第六号（官廳執務時間並休暇ニ関スル件）の特例に関する件を次のよう定める。

昭和二十四年四月一日

内閣總理大臣 吉田 茂

大正十一年閣令第六号（官廳執務時間並休暇ニ関スル件）の特例に関する件

官廳の執務時間は、昭和二十四年に限り、大正十一年閣令第六号（官廳執務時間並休暇ニ関スル件）第一項の規定にかかわらず、四月四日から三十日までの間は、午前九時から午後五時三十分までとする。

附 則

この總理廳令は、公布の日から施行する。